

令和2年11月26日

令和2年第6回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第67号	宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例について	1
議案第68号	宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について	6
議案第69号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第70号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第71号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第72号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第73号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第74号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	21
議案第75号	所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	23
議案第76号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例について	25
議案第77号	指定管理者の指定について	32
議案第78号	指定管理者の指定の期間の変更について	33
議案第79号	財産の取得について	34
議案第80号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	35
議案第81号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	36
議案第82号	令和2年度宮代町一般会計補正予算（第6号）について	37
議案第83号	令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	38
議案第84号	令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	39
議案第85号	令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	40

議案番号	件名	頁
議案第86号	令和2年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	41
議案第87号	令和2年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	42

議案第67号

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例について

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村の選挙における選挙公営が拡大されたことに伴い、宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により宮代町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、宮代町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 宮代町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者

が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額)

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 宮代町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、公職の候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第13条 宮代町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に55,000円を加えた金額を当該選挙が行

われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額）

第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超える場合には、1.1を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、支払いの請求の手續その他この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月12日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第68号

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

都市計画法に基づく開発許可等の事務の権限移譲に伴い、開発許可等の基準に関し必要な事項を定める条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第33条第4項の規定による最低敷地面積)

第2条 市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条第13号に掲げる開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。

(法第34条第11号の規定による区域の指定)

第3条 法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、町長が指定する土地の区域とする。

- (1) 区域内の建築物の敷地がおおむね50メートル以内の間隔で存していること。
ただし、区域及びその周辺の地域における自然的条件、建築物の建築その他の土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められるときは、この限りでない。
 - (2) 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されており、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。
 - (3) 区域内の排水路その他の排水施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
 - (4) 区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等によること。
- 2 町長は、前項の規定により土地の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第1項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合で、町長が別に指定したときは、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の規定により予定建築物等の用途を別に指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、第1項ただし書の規定により別に指定した予定建築物等の用途の変更又は廃止について準用する。

(法第34条第12号の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

(1) 法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して町長が予定建築物の用途を限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為

(2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの

ア おおむね50以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、町長が指定した土地の区域（以下「既存の集落」という。）に、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前から自己又はその親族が所有する土地において行うもの

イ 本町又は本町に隣接する市町の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者が、既存の集落に自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの

ウ 本町又は本町に隣接する市町の市街化調整区域に区域区分日前から居住する親族を有する者が、区域区分日前から自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの

(3) 20年以上居住する市街化調整区域の土地又はその近隣において、自己の業務の用に供する小規模な建築物であって規則で定めるものを建築する目的で行う開発行為

(4) 法律により土地を収用することができる事業の施行に伴い、自己の所有する建築物の移転又は除却をする者が、当該建築物と同一の用途の建築物を建築する目的で行う開発行為

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を建築する目的で行う開発行為

- (6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為
- (7) 市街化調整区域に居住している者が地域的な共同活動を行うために必要な集会施設を当該市街化調整区域において建築する目的で行う開発行為
- (8) 現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の用途の建築物を建築する目的でその敷地を拡張する開発行為

2 町長は、第3条第1項第1号及び第4号の基準に基づき、既存の集落を指定する。

3 町長は、第1項第1号の規定により土地の区域を指定したとき又は前項の規定により既存の集落を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 第1項第1号及び前項の規定は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

5 第2項及び第3項の規定は、既存の集落の変更又は廃止について準用する。

（令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等）

第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更
- (2) 前条第1項第2号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- (3) 1ヘクタール未満の墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。）又は運動・レジャー施設である工作物の管理に必要な建築物の新築
- (4) 現に存する建築物が建築後20年を経過している場合又は建築後5年を経過し、破産手続開始の決定その他やむを得ない理由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う、次のいずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更
 - ア 現に存する建築物と用途が同一の建築物
 - イ 現に存する建築物と用途が類似するものとして規則で定める建築物

ウ 建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物（既存の集落に存するものに限る。）

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に本町において効力を有する埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成13年埼玉県条例第61号）第4条第1項の規定により指定された区域及び同条例第6条第2項の規定により指定された区域については、それぞれ、この条例第3条第1項の規定により指定した区域及び第5条第2項の規定により指定した区域とみなす。

3 この条例の施行の日前にされた開発許可等の申請に対する許可の基準については、なお従前の例による。

議案第69号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づき町職員の給与改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「給料及び」を「給料の月額及び」に、「7時間45分」を「7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）第4条に規定する短時間勤務職員にあっては職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ5で除して得た時間）」に改める。

第17条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の130」」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」」に改める。

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」」を「「100分の127.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第70号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第71号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第72号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第73号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の130」」を「「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」」に、「「100分の170」」を、「「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」」を「「100分の127.5」」に、「「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」」を「「100分の167.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第74号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第75号

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

所得税法等の一部を改正する法律等による租税特別措置法等の改正により、延滞金及び還付加算金に係る特例基準割合の用語等が見直しされたことに伴い、関係条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宮代町介護保険条例の一部改正)

第1条 宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例の一部改正)

第2条 宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例（平成17年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「以下この条」を「以下この項」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 宮代町後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町介護保険条例附則第6条、宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例附則第2項及び宮代町後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第76号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例について

宮代町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

都市計画法に基づく開発許可等の事務の権限移譲に伴い、開発許可申請等の手数料を定めるため、宮代町手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例

宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第42号及び第43号を次のように改める。

(42) 優良宅地造成認定の審査 別表第1に定める金額

(43) 優良住宅新築認定の審査 別表第2に定める金額

第2条第1項中第44号削り、同項第45号を第53号とし、同項第43号の次に次の9号を加える。

(44) 開発行為許可申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 別表第3に定める金額

イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 別表第4に定める金額

ウ ア及びイ以外の開発行為 別表第5に定める金額

(45) 開発行為変更許可申請に対する審査 別表第6に定める金額

(46) 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請に対する審査 別表第7に定める金額

(47) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 別表第8に定める金額

(48) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査 1件につき 48,000円

(49) 予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査 1件につき 27,000円

(50) 開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 520円

(51) 開発行為又は建築等に関する証明書の交付 1件につき 6,400円

(52) 屋外広告物許可の審査 別表第9に定める金額

附則の次に別表として次の9表を加える。

別表第1（第2条第42号関係）

優良宅地造成認定の審査

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	86,000円
2	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000円
3	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	190,000円

4	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	260,000円
5	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	390,000円
6	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	510,000円
7	造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	660,000円
8	造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	870,000円

別表第2（第2条第43号関係）

優良住宅新築認定の審査

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	6,200円
2	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	8,600円
3	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	13,000円
4	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	35,000円
5	新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	43,000円
6	新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	58,000円

別表第3（第2条第44号ア関係）

開発行為許可申請に対する審査

(主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為)

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	9,100円
2	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	23,000円

3	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	45,000円
4	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	89,000円
5	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	135,000円
6	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	180,000円
7	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	230,000円
8	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	320,000円

別表第4（第2条第44号イ関係）

開発行為許可申請に対する審査

（主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為）

	審査の対象	手数料の金額 （1件につき）
1	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	14,000円
2	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	32,000円
3	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	68,000円
4	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	125,000円
5	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	210,000円
6	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	280,000円
7	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	360,000円
8	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	510,000円

別表第5（第2条第44号ウ関係）

開発行為許可申請に対する審査

（第2条第44号ア及びイ以外の開発行為）

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	91,000円
2	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	140,000円
3	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	200,000円
4	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	280,000円
5	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	420,000円
6	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	550,000円
7	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	710,000円
8	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	930,000円

別表第6 (第2条第45号関係)

開発行為変更許可申請に対する審査

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)	開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ第2条第44号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額
2	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第44号に定める手数料の金額
3	ウ ア及びイ以外の変更	10,500円

別表7（第2条第46号関係）

市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請に対する審査

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	敷地面積が0.1ヘクタール未満のもの	7,100円
2	敷地面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	19,000円
3	敷地面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	42,000円
4	敷地面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	74,000円
5	敷地面積が1ヘクタール以上のもの	107,000円

別表第8（第2条第47号関係）

開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、次のいずれかに該当するもの (ア) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの (イ) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの (ウ) 主として自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1,800円
2	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、次のいずれかに該当するもの (ア) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの (イ) 主として自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	2,900円
3	ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のもの	18,000円

別表第9（第2条第52号関係）屋外広告物許可の審査

	審査の対象		手数料の金額	
1	広告塔		1平方メートル当たり	350円
2	広告板		1平方メートル当たり	350円
3	紙製又は布製の立看板		1個につき	170円
4	紙製又は布製以外の立看板		1個につき	350円
5	掛看板		1個につき	700円
6	広告幕（のぼり、つり下げを含む。）		1張につき	350円
7	電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告（はり紙及びはり札を除く。）		1個につき	350円
8	標識利用広告		1個につき	170円
9	アドバルーン		1個につき	1,750円
10	アーチ利用広告		1基につき	3,500円
11	はり紙		50枚につき	350円
12	はり札		10枚につき	350円
13	自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1台につき	2,000円
		その他のもの	1台につき	800円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第77号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
1	宮代町立コミュニティセンター進修館	宮代町笠原一丁目1番1号
2	宮代町スキップ広場	宮代町笠原一丁目922番地1外

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人 MCAサポートセンター
団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町学園台二丁目11番6号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町立コミュニティセンター進修館及び宮代町スキップ広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

指定管理者の指定の期間の変更について

公設宮代福祉医療センターの指定の期間を次のとおり変更することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
公設宮代福祉医療センター	宮代町大字須賀177番地

2 指定管理者の団体の名称及び所在地

団体の名称 公益社団法人 地域医療振興協会

団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

3 指定の期間の変更

「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

平成27年12月宮代町議会定例会において同月9日に議決された議案第77号の「指定管理者の指定について」における公設宮代福祉医療センターの指定管理者の指定の期間について、令和3年3月31日に満了となる指定の期間を1年間延長したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第79号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類 | 宮代町立小中学校学習用情報端末 |
| 2 数 量 | 2, 253台 |
| 3 取得金額 | 1億998万9,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番17号
NECネットエスアイ株式会社 関東支店
支店長 一戸 祥人 |

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

GIGAスクール構想の実現に向け、各小中学校に学習用情報端末を整備するため、上記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

議案第80号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 山 田 鋭 生
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和2年11月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現教育委員会の委員の山田鋭生氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 8 1 号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 関 永 一 徳
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である関永一徳氏を引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 82 号

令和 2 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 2 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

ふるさと納税の増、職員の給与改定、事業実績の確定による国県支出金の返還及びデジタル手続法改正に伴う住基システム改修経費の追加等に伴い、令和 2 年度宮代町一般会計予算に 4,908 万 1,000 円を追加し、総額を 152 億 236 万 3,000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第83号

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に伴い、令和2年度宮代町国民健康保険特別会計予算から19万9,000円を減額し、総額を37億6,325万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第84号

令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び国庫補助金の交付等に伴い、令和2年度宮代町介護保険特別会計予算に607万2,000円を追加し、総額を34億1,837万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第85号

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に伴い、令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から5万円を減額し、総額を5億4,656万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第86号

令和2年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和2年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和2年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入を8万2,000円減額し、収益的支出を21万4,000円減額するとともに、第4条予算については、所要の補正を行うことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第87号

令和2年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和2年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び農業集落排水事業における処理場費等の増に伴い、令和2年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入を570万7,000円、収益的支出を310万7,000円それぞれ追加するとともに、第4条予算については、資本的収入を198万5,000円、資本的支出を500万円それぞれ追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。